

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和4年11月18日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
令和3年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果について
「よこはま子どもピースメッセンジャー」の国際連合本部等への派遣について
横浜市高等学校奨学生の制度見直しについて
- 3 審議案件
教委第39号議案 令和4年度一般会計予算案（12月補正）に関する意見の申出について
教委第40号議案 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正に関する意見の
申出について
教委第41号議案 教職員の人事について
教委第42号議案 教職員の人事について
- 4 その他

令和4年11月18日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○11/8 スクールミーティング

○11/10 第63回関東甲信越地区公立学校教頭会研究大会神奈川大会

○11/14~16 クラシックバレエ鑑賞会「心の教育 バレエの世界」

(2) 報告事項

○令和3年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果について

○「よこはま子どもピースメッセンジャー」の国際連合本部等への派遣について

○横浜市高等学校奨学生の制度見直しについて

3 その他



令和3年度

「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果（小中学校）

令和3年度『神奈川県児童・生徒の問題行動等調査』による

1 暴力行為

5,010件 [対前年度 165件 (3.4%) 増]

小学校は微減

[対前年度 1件 (0.0%) 減] (2年度 4,113件→3年度 4,112件)

中学校は増加

[対前年度 166件 (22.7%) 増] (2年度 732件→3年度 898件)

- ・小中学校の暴力行為総計は前年度から165件 (3.4%) 増加しました。
《新型コロナウイルス感染症拡大防止のための短縮授業及び分散登校期間（令和3年9月～10月）を含みます。》
- ・小学校では、生徒間暴力が1件 (0.0%)、対教師暴力は33件 (11.4%) 増加し、対人暴力は3件 (30.0%)、器物損壊は32件 (7.0%) 減少しました。
- ・中学校では、生徒間暴力が176件 (34.4%) の増加、対教師暴力は7件 (11.9%) 減少しました。
- ・発生した事案への対処だけでなく、未然防止の取組にも重点をおき、組織（チーム）対応を進めています。

2 いじめ（認知件数）

7,556件 [対前年度 2,028件 (36.7%) 増]

小学校は増加

[対前年度 1,641件 (36.2%) 増] (2年度 4,527件→3年度 6,168件)

中学校は増加

[対前年度 387件 (38.7%) 増] (2年度 1,001件→3年度 1,388件)

- ・いじめの認知件数は小学校で1,641件 (36.2%) 増加、中学校で387件 (38.7%) 増加しました。小中全体では2,028件 (36.7%) 増加となりました。増加の理由として、各学校が校長のリーダーシップの下、いじめを早期に発見するために「学校いじめ防止対策委員会」による積極的な認知に努めた結果などが考えられます。横浜市は、「認知件数が多い学校を、初期段階のものも含めて積極的にいじめを認知し、解消に向けたスタートラインに立っていると極めて肯定的に評価する」との国の見解に基づき、いじめの早期発見・早期解決に努めています。
- ・いじめの態様では「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が55.5%と最も多いです。

3 長期欠席

(1) 不登校

6,616人 [対前年度 929人 (16.3%) 増]

- ・不登校児童生徒数は小学校が475人 (22.0%) 増加、中学校が454人 (12.9%) 増加、小中学校全体では前年から929人 (16.3%) 増加となりました。
- ・再登校だけでなく、社会的自立を目的として、家庭との連携をはじめ、個々の状況に応じた支援（特別支援教室、教育支援センター、医療・福祉・民間フリースクール、ＩＣＴを活用した学習等）や適切な教員・支援員の配置等、教室外や学校以外の場における、人との関わりの機会や学びの場の充実を進めています。

(2) 不登校以外

5,290人 [対前年度 3,142人 (146.3%) 増]

新型コロナウイルスの感染回避は増加 [対前年度 1,757人 (198.5%) 増] (2年度 885人→3年度 2,642人)

病気を理由とする欠席は増加 [対前年度 213人 (29.8%) 増] (2年度 715人→3年度 928人)

その他は増加 [対前年度 1,172人 (213.9%) 増] (2年度 548人→3年度 1,720人)

※令和2年度より長期欠席の定義が変わり「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上となりました。

※病気を理由にする欠席は、学校保健安全法第19条による出席停止を除きます（新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等）。

- ・新型コロナウイルスの感染回避が1,757人 (198.5%) 増加、その他が1,172人増加 (213.9%) となり、登校しなかった日が年間30日以上の長期欠席児童生徒数（不登校・不登校以外）の合計は、前年度より4,071人 (52.0%) 増加し11,906人でした。

お問合せ先

教育委員会事務局人権教育・児童生徒課長 宮生 和郎 Tel 045-671-3706

別添資料あり

1 暴力行為の発生状況【概要】

【表1-1】全暴力行為の発生件数 【4形態の暴力行為（1）～（4）の合計】

	H29	H30	R1	R2	R3	増減	増減率
小学校	3,461	4,034	3,985	4,113	4,112	-1	0.0%
中学校	1,468	1,398	1,199	732	898	166	22.7%
計	4,929	5,432	5,184	4,845	5,010	165	3.4%

(1) 対教師暴力の発生件数

	H29	H30	R1	R2	R3	増減	増減率
小学校	389	326	291	289	322	33	11.4%
中学校	104	91	88	59	52	-7	-11.9%
計	493	417	379	348	374	26	7.5%

(2) 生徒間暴力の発生件数

	H29	H30	R1	R2	R3	増減	増減率
小学校	2,442	3,185	3,232	3,358	3,359	1	0.0%
中学校	930	1,017	854	511	687	176	34.4%
計	3,372	4,202	4,086	3,869	4,046	177	4.6%

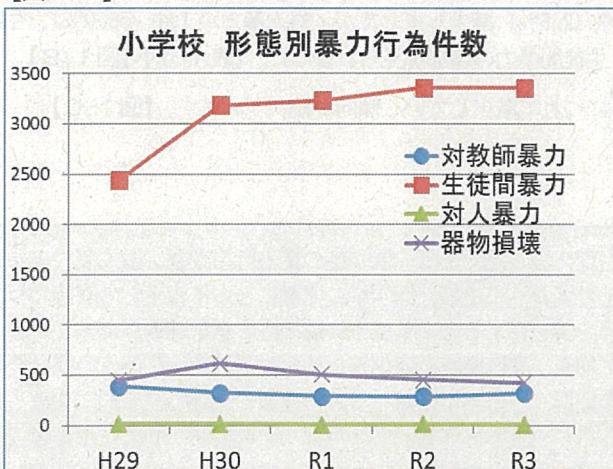
(3) 対人暴力の発生件数

	H29	H30	R1	R2	R3	増減	増減率
小学校	15	15	6	10	7	-3	-30.0%
中学校	14	4	6	2	3	1	50.0%
計	29	19	12	12	10	-2	-16.7%

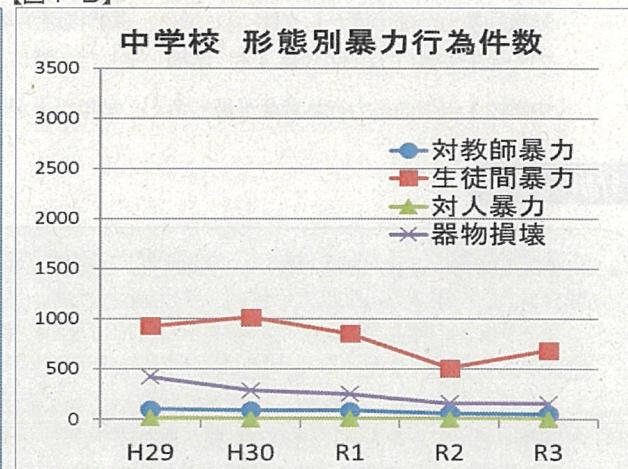
(4) 器物損壊の発生件数

	H29	H30	R1	R2	R3	増減	増減率
小学校	615	508	456	456	424	-32	-7.0%
中学校	420	286	251	160	156	-4	-2.5%
計	1,035	794	707	616	580	-36	-5.8%

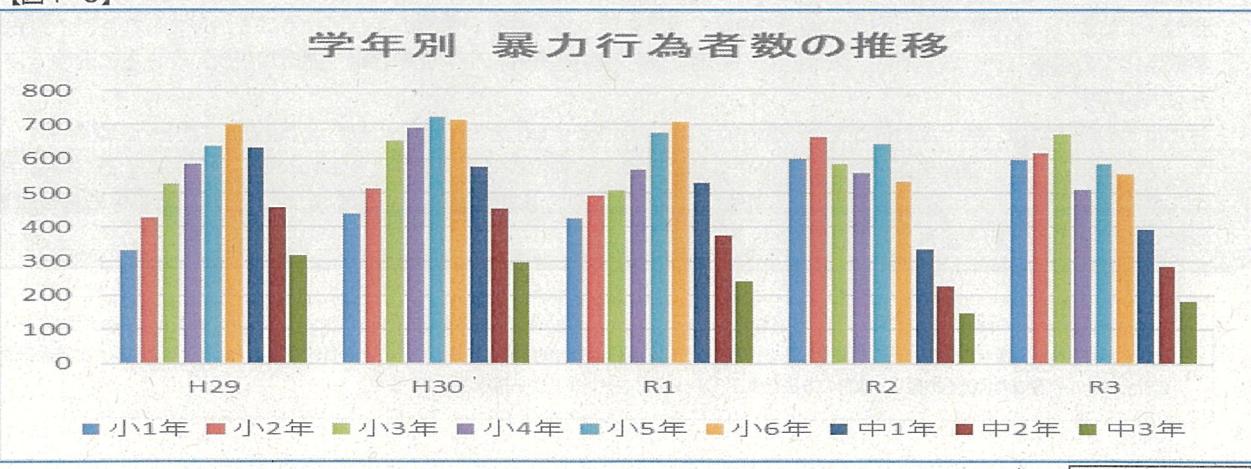
【図1-A】



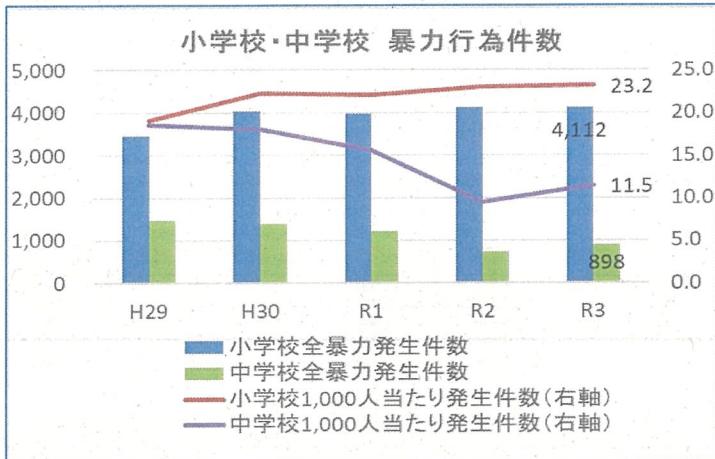
【図1-B】



【図1-C】



【図1-D】



調査結果から

■ 小学校での暴力行為の発生件数は、1件の減少でした。

- 前年度と比較して、対教師暴力は、33件(11.4%)増加、生徒間暴力の発生件数は1件(0.0%)の増加、対人暴力の発生件数は3件(30.0%)の減少、器物損壊の発生件数は32件(7.0%)減少しています。【表1-1】【図1-A】
- 暴力行為者数は低学年(1~3年)では増加、高学年(4~6年)では減少する傾向が見られました。【図1-C】
- 5件以上繰り返し暴力行為を起こした児童の数は前年度から8人(10.5%)減少、件数は前年度から71件(12.7%)減少となりました。【表1-2】【表1-3】

■ 中学校での暴力行為の発生件数は166件の増加でした。

- 対教師暴力が前年度から7件(11.9%)、器物損壊が4件(2.5%)減少しましたが、対人暴力が1件(50.0%)、生徒間暴力の発生件数は176件(34.4%)増加しました。特に、生徒間暴力の増加が見されました。【表1-1】【図1-B】
- 中学校1年生の暴力行為者数が最も多く、学年が上がるにつれて減少していく傾向が続いています。【図1-C】

分析と対策

- 小学校での暴力行為の発生件数は、対教師暴力の件数が最も増えました。また、低学年の暴力行為者数が増えています。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、学級集団の分断、人との関わり不足等、低学年の児童にとって相手との直接のコミュニケーションの機会が減少していることなどにより、相手の心情を察する力の育成や年齢相応の意思疎通ができるない可能性があります。また、コロナ禍における不安やストレスに加え、家庭環境の変化等、社会生活の変化に伴う多様な要因があると考えられます。各学校では個々の状況や小さな変化を把握し、低学年に対しても、複数の教師で組織的に支援する校内指導体制づくりをさらに進める必要があります。
- 令和2年度は2か月間の臨時休校期間があり、令和3年度に暴力件数が単純に増加したとは言い難いものの、増加の背景には新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による児童支援・生徒指導専任教諭協議会(専任会)及び日常的な情報交換の機会の減少により、小学校との引継ぎや実際の場面の観察を伴う情報共有が希薄になっていることが考えられます。引き続き学校全体での組織(チーム)対応、未然防止の取組、関係機関連携等(小学校や警察、児童相談所)をさらに進めていくことも大切です。
- 暴力行為の防止には、様々な特性がある児童生徒の内面の不安や心配といった心の動きを共感的に理解する必要があります。学校においては、児童生徒との信頼関係づくりのための教育相談の充実や自己肯定感の育成のために子どもの社会的スキル横浜プログラム※の一層の活用が求められます。また、特別支援教育を踏まえた授業づくりや学校行事等の企画運営に学校全体で積極的に取り組むことが大切です。

【表1-2】特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況

(過去5年の5件以上暴力行為を起こした人数と件数)

	H29	H30	R1	R2	R3	
小学校	人数	74	78	100	76	68
	件数	778	621	820	559	488
中学校	人数	12	8	14	5	6
	件数	97	77	96	38	42

【表1-3】特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況

(R3学年別人数と件数)

	人数	回数
小学校	1年	7
	2年	14
	3年	19
	4年	8
	5年	11
	6年	9
中学校	1年	3
	2年	2
	3年	1
合計	合計	530

※「子どもの社会的スキル横浜プログラム」は、子どもがコミュニケーション能力や人間関係を築く力を育むために横浜市が開発したプログラム。

子どもが日常生活の様々な問題を自らの力で解決できるよう、年齢相応の社会的スキルを育成することを目的とする「指導プログラム」と学級や個人の社会スキルの育成の状況を把握し、改善の方法を探る「Y-Pアセスメント」から構成されています。

2 いじめの認知状況【概要】

(1) 【表2-1】いじめの認知件数

	H29	H30	R1	R2	R3	増減	増減率
小学校	3,566	4,123	4,365	4,527	6,168	1,641	36.2%
中学校	1,083	1,423	1,265	1,001	1,388	387	38.7%
計	4,649	5,546	5,630	5,528	7,556	2,028	36.7%

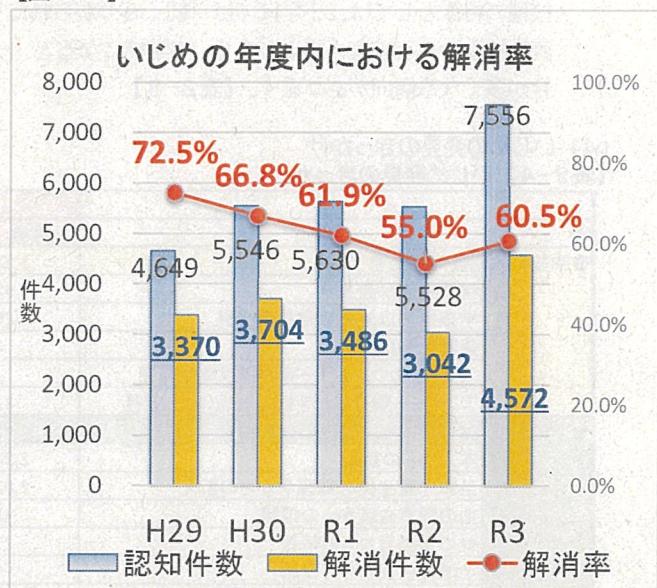
(2) 【表2-2】いじめの年度内における解消率

小学校	H29	H30	R1	R2	R3
認知件数	3,566	4,123	4,365	4,527	6,168
解消件数	2,605	2,785	2,738	2,545	3,810
取組中	961	1,338	1,627	1,982	2,358
解消率	73.1%	67.5%	62.7%	56.2%	61.8%

中学校	H29	H30	R1	R2	R3
認知件数	1,083	1,423	1,265	1,001	1,388
解消件数	765	919	748	497	762
取組中	318	504	517	504	626
解消率	70.6%	64.6%	59.1%	49.7%	54.9%

合計	H29	H30	R1	R2	R3
認知件数	4,649	5,546	5,630	5,528	7,556
解消件数	3,370	3,704	3,486	3,042	4,572
取組中	1,279	1,842	2,144	2,486	2,984
解消率	72.5%	66.8%	61.9%	55.0%	60.5%

【図2-A】



(3) 【表2-3】いじめの態様（複数選択回答）

	小学校		中学校		小中学校計	
	件数	※割合	件数	※割合	件数	※割合
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	3,300	53.5%	897	64.6%	4,197	55.5%
仲間はずれ、集団による無視をされる。	658	10.7%	128	9.2%	786	10.4%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	1,495	24.2%	184	13.3%	1,679	22.2%
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	731	11.9%	66	4.8%	797	10.5%
金品をたかられる。	106	1.7%	29	2.1%	135	1.8%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	479	7.8%	83	6.0%	562	7.4%
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	937	15.2%	98	7.1%	1,035	13.7%
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	238	3.9%	208	15.0%	446	5.9%
その他	161	2.6%	37	2.7%	198	2.6%
件数合計(複数回答)	8,105		1,730		9,835	
※認知件数	6168		1388		7556	0

※割合：いじめ認知件数に対して各項目

調査結果から

■ 小中学校ともに、いじめの認知件数は増加しました。（年度内解消率は60.5%）

- いじめの認知件数は前年度から小学校では1,641件（36.2%）増加、中学校では前年度から387件（38.7%）増加しました。小中合計では前年度から2,028件（36.7%）増加しています。【表2-1】
- 年度内での解消率は60.5%【表2-2】【図2-A】です。国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定（H29.3）で「いじめの解消している状態」※として最低3か月の目安が示されたことにより、年度内での解消を確認することができないケースがあります。また安易に目安の3か月で解消とせず、当該児童生徒や保護者が心身の苦痛を感じていないかを慎重に見極めるため、継続支援及び見守り活動が引き続き行われている状況があると考えられます。
(県の調査に基づき、3か月後の令和4年7月末において、在校している児童生徒に対して確認できた令和3年度のいじめ解消件数1,598件を加えた解消率は81.7%となっています。)

裏面あり

※「解消している状態」とは、①いじめに係る行為が3か月（目安）止んでいる ②当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない（本人・保護者に面談等により確認）
国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（H29年3月改定）より
※いじめの解消の定義に基づき判断した結果、解消と判断できない事案が多くなる。いじめについて、丁寧かつ慎重に対応することとなるため解消率が前年と比較して下がることは問題ではない。（R2年11月 文部科学省）

■ いじめの態様は「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が全体の55.5%（4,197件）を占めます。

- ・小中学校ともに「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」がもっと多く、例年同様、全体の半数以上を占めています。【表2-3】
- ・校種の特徴としては、小学校では「軽くぶつかられたり…」（24.2%）、「嫌なこと恥ずかしいこと…」（15.2%）といった直接的ないじめ被害の訴えが多く、中学校になると「パソコンや携帯電話等…」（15.0%）の間接的ないじめ被害の訴えの割合が多くなる傾向があります。【表2-3】

（4）いじめの発見のきっかけ

【表2-4】いじめ発見のきっかけ

R3	件数	構成比
●学校の教職員等が発見	1,586	21.0%
学級担任が発見	923	12.2%
学級担任以外の教職員が発見	295	3.9%
養護教諭が発見	39	0.5%
スクールカウンセラー等の相談員が発見	7	0.1%
アンケート調査など学校の取組により発見	322	4.3%
●学校の教職員以外からの情報により発見	5,970	79.0%
本人からの訴え	2,342	31.0%
当該児童生徒の保護者からの訴え	2,927	38.7%
他の児童生徒からの情報	434	5.7%
他の保護者からの情報	210	2.8%
地域の住民からの情報	8	0.1%
学校以外の関係機関からの情報	43	0.6%
その他(匿名による情報など)	6	0.1%
計	7,556	100.0%

調査結果から

■ いじめの発見のきっかけは、主に「当該児童生徒の保護者からの訴え」2,927件（38.7%）、「本人からの訴え」2,342件（31.0%）、「学校の教職員等が発見」1,586件（21.0%）の3つで全体の90%以上を占めています。

- ・「当該児童生徒の保護者からの訴え」、「本人からの訴え」以外では、「学級担任が発見」（12.2%）、「他の児童生徒からの情報」（5.7%）、「アンケート調査など学校の取組により発見」（4.3%）となっています。

分析と対策

- ・小学校、中学校ともにいじめの認知件数が3割以上増加しました。増加の理由としては、長期の一斉臨時休業がなかったことや、各学校が校長のリーダーシップの下、いじめを早期に発見するため、「学校いじめ防止対策委員会」によって、初期段階のいじめを積極的に認知することに努めた結果などが考えられます。また、学習活動や行事等の制限が緩やかになったことで、コミュニケーションスキルが十分に獲得されていない児童生徒同士のかかわりが増え、いじめの発生件数が増加したと考えられます。
- ・いじめの認知件数は、児童生徒の不安な思いに気づき、「学校いじめ防止対策委員会」で組織的な対応を行った数であると言えます。初期の段階で組織的な対応を怠った結果、児童生徒の不安が増大してしまうケースがあります。組織による、「いじめの積極的な認知」「迅速かつ丁寧な（初期）対応」「継続した見守り・支援」が重要です。
- ・本人や保護者からの訴えが多くなっていること【表2-5】は望ましいことであり、日頃から児童生徒、保護者との信頼関係を築くことや定期的な教育相談、アンケートの実施、横浜プログラムを活用したSOSの出し方教育の実践等を引き続き行います。
- ・児童生徒が互いに認め合い、関係を築いていくことができるような指導・支援を行い、「いじめが起こりにくい学級風土づくり」を推進するとともに、中学校ブロックで行う「横浜子ども会議」の取組等、児童生徒が主体的にいじめ問題について取り組むことも大切です。
- ・ネットいじめ等、把握が難しいいじめについては、積極的に児童生徒の声に耳を傾けることと、発達段階に応じた情報モラル教育の推進に努めることが大切です。
- ・新型コロナウイルス感染症等をきっかけとしたいじめが起きないように、人権尊重の精神を基盤とする教育を推進します。

【表2-5】いじめ発見のきっかけ

	件数	合計件数	構成比
R1	本人からの訴え	1,510	26.8%
	保護者からの訴え	2,240	39.8%
R2	本人からの訴え	1,799	32.5%
	保護者からの訴え	2,030	36.7%
R3	本人からの訴え	2,342	31.0%
	保護者からの訴え	2,927	38.7%

「本人からの訴え」と「当該児童生徒の保護者からの訴え」で5,269件（69.7%）と全体の7割近くを占め、増加傾向にあります。

3 長期欠席の状況【概要】

(1) 不登校について

【表3-1】【長期欠席者内訳】

【小中学校】	H29	H30	R1	R2	R3	増減	増減率
病気	862	909	559	715	928	213	29.8%
経渓的理由	0	0	0	0	0	0	0.0%
不登校	4,559	4,978	5,852	5,687	6,616	929	16.3%
新型コロナウイルスの感染回避	-	-	-	885	2,642	1,757	198.5%
その他	472	489	375	548	1,720	1,172	213.9%
合計	5,893	6,376	6,786	7,835	11,906	4,071	52.0%

【表3-2】【小学校の欠席日数別】

小学校	H29		H30		R1		R2		R3		割合
	不登校児童数	1,000人当たり									
①30~89日	719	4.0	904	5.0	1,226	6.8	1,214	6.8	1,431	8.1	54.3%
②90日以上	680	3.8	755	4.2	844	4.7	946	5.3	1,204	6.8	45.7%
③合計(①+②)	1,399	7.7	1,659	9.2	2,070	11.5	2,160	12.1	2,635	14.8	100.0%
④出席10日以下	103	0.6	112	0.6	140	0.8	168	0.9	222	1.2	8.4%

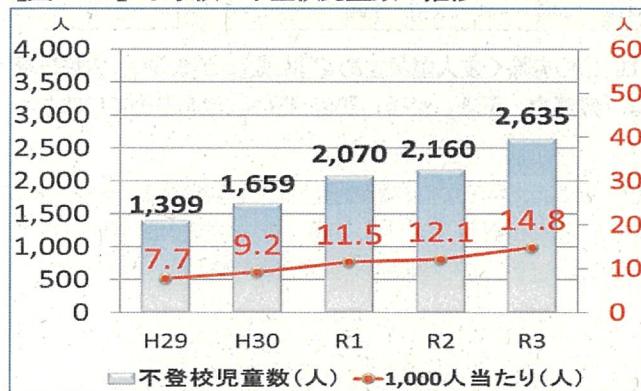
※④の不登校児童数は②の内数

【表3-3】【中学校の欠席日数別】

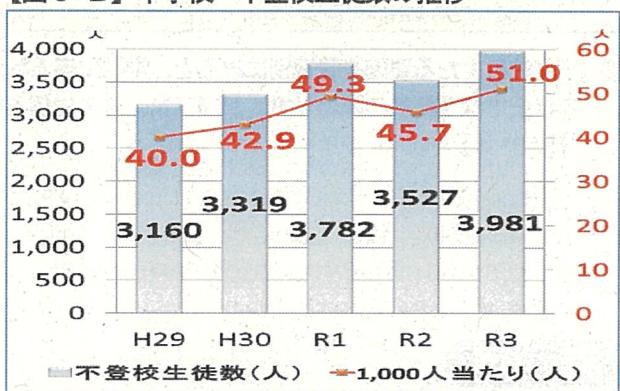
中学校	H29		H30		R1		R2		R3		割合
	不登校生徒数	1,000人当たり									
①30~89日	1,208	15.3	1,089	14.1	1,450	18.9	1,396	18.1	1,583	20.3	39.8%
②90日以上	1,952	24.7	2,230	28.8	2,332	30.4	2,131	27.6	2,398	30.7	60.2%
③合計(①+②)	3,160	40.0	3,319	42.9	3,782	49.3	3,527	45.7	3,981	51.0	100.0%
④出席10日以下	447	5.7	495	6.4	534	7.0	466	6.0	589	7.6	14.8%

※④の不登校生徒数は②の内数

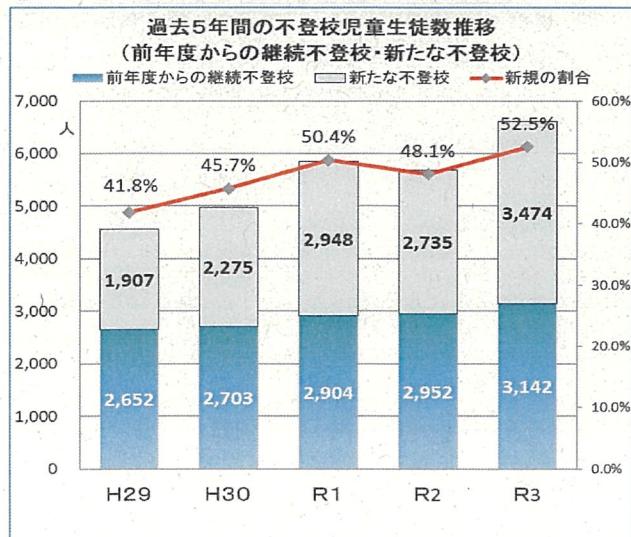
【図3-A】小学校 不登校児童数の推移



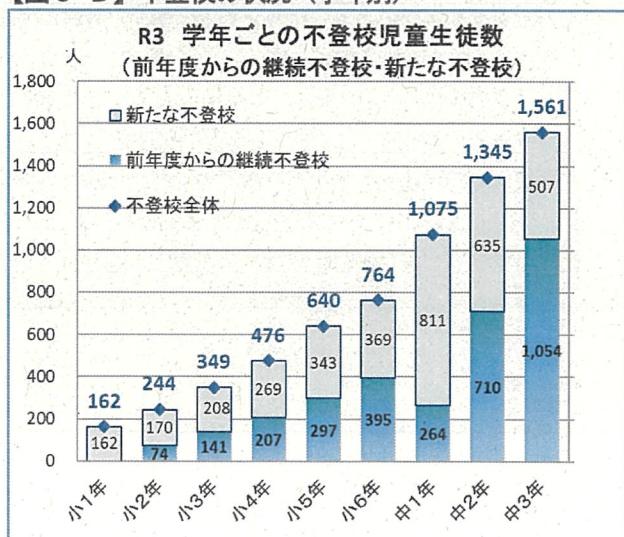
【図3-B】中学校 不登校生徒数の推移



【図3-C】新たな不登校の状況（経年変化）



【図3-D】不登校の状況（学年別）



裏面あり

調査結果から

■ 長期欠席者のうち、不登校は前年度比で929人（16.3%）増加しました。

- ・小学校では30～89日の欠席児童が1,431人（54.3%）、中学校では90日以上の欠席生徒が2,398人（60.2%）と全体の半数以上を占めています。小学校では出席10日以下の児童が222人（8.4%）、中学校では出席10日以下の生徒が589人（14.8%）となっています。【表3-2】【表3-3】
- ・新たに不登校となった児童生徒数が、不登校全体の52.5%（前年度48.1%）です。【図3-C】中学1年生の不登校生徒数に占める新規不登校生徒数の割合が多くなっています。【図3-D】

【表3-4】不登校の要因と考えられる状況

学校種	区分	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	関係じめを除く友人問題	め教ぐる員員との問題をめぐる問題	学業の不振	進路にかかる不安	動クラブへの活動不適・応募部活	め学校の問題をめぐる問題	進入学時の転不編入応学	急家庭の変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ・あそび・非行	無気力・不安	
小学校	①主たるもの(1人1つずつ必ず選択)	2	158	65	102	8	0	9	68	55	279	49	311	1,399	130
	②主たるもの以外にも当てはまるもの(複数)	0	124	62	218	17	1	16	26	31	325	69	271	238	0
	③小学校の①+②の合計	2	282	127	320	25	1	25	94	86	604	118	582	1,637	130
中学校	①主たるもの(1人1つずつ必ず選択)	0	471	35	276	33	11	19	165	72	160	106	474	1,990	169
	②主たるもの以外にも当てはまるもの(複数)	0	180	34	320	55	17	31	42	42	178	113	246	355	0
	③中学校の①+②の合計	0	651	69	596	88	28	50	207	114	338	219	720	2,345	169
小中	①合計	2	629	100	378	41	11	28	233	127	439	155	785	3,389	299
	②合計	0	304	96	538	72	18	47	68	73	503	182	517	593	0
	①主たるもの件数合計に対する割合	0.0%	9.5%	1.5%	5.7%	0.6%	0.2%	0.4%	3.5%	1.9%	6.6%	2.3%	11.9%	51.2%	4.5%

■ 不登校の主たる要因を状況別にみると、学校に係る状況では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が9.5%、家庭に係る状況では「親子の関わり方」が6.6%、本人に係る状況では「無気力・不安」が51.2%と高い割合を占めています。

【表3-4】

不登校の要因として考えられる、①主たるものと②主たるもの以外（複数回答可）の回答数の合計は、小学校では「無気力・不安」（1,637件）、「親子の関わり方」（604件）、「生活リズムの乱れ・あそび・非行」（582件）が多く、中学校では「無気力・不安」（2,345件）、「生活リズムの乱れ・あそび・非行」（720件）、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」（651件）が多くなっています。

分析と対策

- ・不登校については小中学校共に出席10日以下の人�数が増加しています。【表3-2】【表3-3】これらの児童生徒の社会的なつながりを切らさないようにするために、学校（教育）のみならず、心理・福祉・医療等の専門家の力がより一層求められます。
- ・中学1年生の新たな不登校の割合が多くなっています。進学に伴う環境の変化に加え、小学校高学年での体験学習などが制限され、集団関係づくりの機会が少なかったことが影響している可能性があります。小中学校の円滑な接続や、誰もが安心して過ごすための環境づくりを行い、新たな不登校を生まない取組を推進していく必要があります。
- ・不登校の要因は個々の状況より様々ですが、「無気力・不安」の数値が増加しました（R2：2,788人→R3：3,389人）。さらに、「左記に該当なし」の数値も増加しました（R2：100人→R3：299人）。【表3-4】「無気力・不安」「左記に該当なし」になっている背景に学校や家庭に係る要因が含まれている可能性があります。そのため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門職を加えたチーム学校で協働的アセスメントを行い、「安心できる居場所」と「個別最適な学習機会」の確保について、学校、教育支援センター等関係機関、家庭それぞれの場での、個に応じた適切な支援を継続していく必要があります。

【表3-5】不登校児童生徒が相談指導を受けた機関

		相談・指導を受けた機関等(複数回答)									(人)
		教育 適育 応援 支援セ ンター	会員 会所 管委 の員 機等 会 教 育 及 び 教 員 育	児童 相談所 、 福祉事 務所	祉 保健 セ ンタ ー 精神 保健 福	病 院 、 診 療 所	民 間 團 体 、 民 間 施 設	機 関 等 、 左 記 以 外 の	專 養 門 護 的 教 諭 な 指 導 によ る	ラ ス ー ク 専 門 ・ 的 相 ル な 相 員 ウ 談 等 ニ セ よ	合 計
H29	小学校	98	71	55	9	100	43	9	219	598	1,202
	中学校	200	98	79	15	157	86	25	485	1,057	2,202
	計	298	169	134	24	257	129	34	704	1,655	3,404
H30	小学校	144	109	170	25	327	100	18	262	748	1,903
	中学校	289	93	289	8	437	175	20	425	1,170	2,906
	計	433	202	459	33	764	275	38	687	1,918	4,809
R1	小学校	159	123	243	8	452	125	29	309	976	2,424
	中学校	288	101	381	2	559	228	21	514	1,355	3,449
	計	447	224	624	10	1,011	353	50	823	2,331	5,873
R2	小学校	160	110	273	10	442	97	27	287	1,016	2,422
	中学校	218	72	309	5	532	193	34	357	1,166	2,886
	計	378	182	582	15	974	290	61	644	2,182	5,308
R3	小学校	134	155	134	5	399	127	30	255	1,081	2,320
	中学校	203	130	257	20	603	177	92	338	1,174	2,994
	計	337	285	391	25	1,002	304	122	593	2,255	5,314

調査結果から

■ 不登校児童生徒の状態に応じた様々な支援を行っており、関係機関等との連携が進んでいます。【表3-5】

- 相談指導を受けた機関の中では、「スクールカウンセラー・相談員等による専門的な相談」が最も多く 2,255 人です。学校内の相談では「養護教諭による専門的な指導」が 593 人です。
- 学校外の相談機関として多いのは、「病院、診療所」で 1,002 人、「児童相談所、福祉事務所」で 391 人です。
- 「教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関」による支援は、学校が把握しているもので 285 人です。
- 「民間団体、民間施設」による支援は、学校が把握しているもので 304 人です。

分析と対策

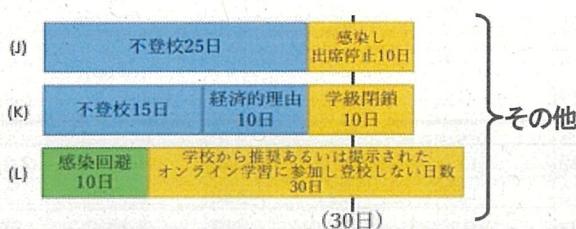
- 関係機関との連携を進めることの重要性とともに、不登校の相談については、まず学校の担任や児童支援・生徒指導専任教諭、養護教諭等の教職員が児童生徒の状況に応じた支援を保護者と一緒に考えることが重要であると考えています。
- スクールカウンセラーや養護教諭等による相談人数が多くなっています。学校内の身近な大人への相談のしやすさが伺えます。
- 横浜市では小中一貫ブロック単位で同一カウンセラーを配置しており、進学しても安心して相談できる環境が整う等、身近な相談者として機能しています。また、児童生徒にとって依然として養護教諭との相談が果たす役割は大きいものの、相対的には減少傾向にあります。多様な相談先が認知され活用されている様子が伺えます。
- 学校外では病院、診療所での相談が最も多くなっています。医療や療育との連携を充実していく必要があります。
- 横浜教育支援センターでは、保護者向けの不登校相談会の開催やハートフル事業の推進を図り、より一層支援体制の強化を進めています。
- フリースクール等の民間教育施設と連携した学習支援等の取組をさらに推進していきます。
- 相談指導を受けた関係機関等と円滑な連携を推進していくためには、校長を中心とする管理職の理解促進が不可欠です。連携先についての理解を深め、学校内に十分周知していくことが求められます。

裏面あり

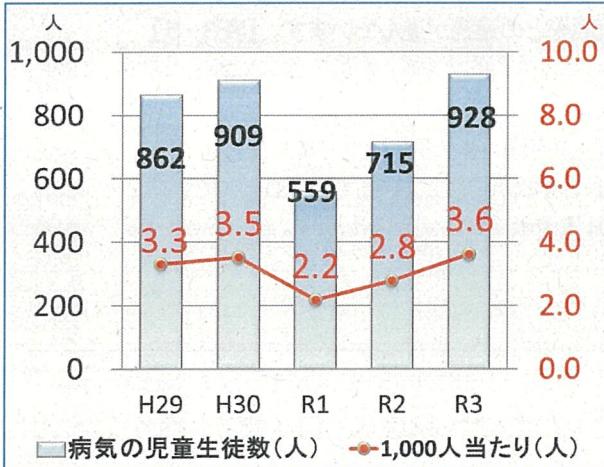
(2) 不登校以外について（不登校以外：新型コロナウイルスの感染回避、病気を理由とする欠席、その他）

【参考】「その他」の具体例について

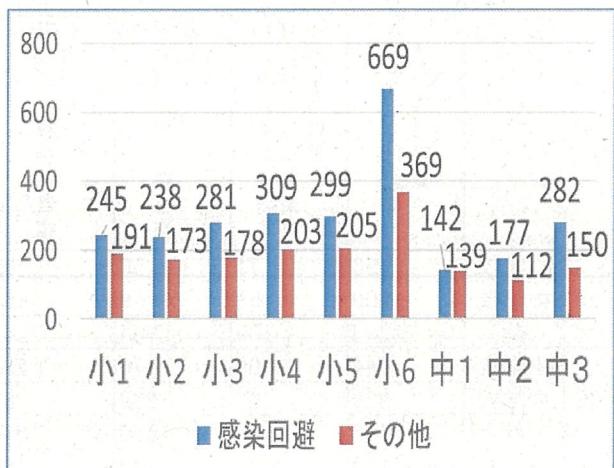
- ・新型コロナウイルスへの感染が判明した場合
- ・濃厚接触者に特定された場合
- ・発熱等の風邪の症状がみられる場合の学校保健安全法第19条により出席停止の措置を取る場合
- ・学校の判断による学級閉鎖や分散登校等により学校に登校しない場合
- ・感染の急拡大期等に学校から推奨あるいは提示されたオンライン学習に参加した場合
- ・保護者の教育に関する考え方や外国での長期滞在を理由として長期欠席している場合
- ・季節性インフルエンザに感染して出席停止となった日数
- ・忌引き



【図3-F】小中学校 病気児童生徒数の推移



【図3-E】コロナ感染回避・その他の学年内訳



【図3-G】小中学校 その他児童生徒数の推移



調査結果から

■ 長期欠席者のうち、不登校以外は前年度比で3,142人（146.3%）増加しました。

- ・新型コロナウイルスの感染回避は1,757人（198.5%）増加しました。【表3-1】
- ・病気を理由とする欠席者は213人（29.8%）増加しました。【表3-1】【図3-F】
- ・その他は1,172人（213.9%）増加しました。新型コロナウイルス感染及び濃厚接触者特定による出席停止や感染拡大における学級閉鎖が増加した結果によるものと考えられます。【表3-1】【図3-G】

分析と対策

- ・新型コロナウイルスの感染回避は小学校では6年生、中学校では3年生の人数が多く【図3-E】受験前の感染回避により登校しなかったことが主な理由と考えられます。
- ・様々な事情により登校できない児童生徒が学びを継続できるようにすることが大切です。整備したICT環境を活用してオンライン授業を行うなど、学びを止めない工夫をしていく必要があります。

「よこはま子どもピースメッセンジャー」の国際連合本部等への派遣について

1 目的

国際機関の訪問を通じて国際平和への貢献を体験的に学ぶとともに、国連国際学校（国連本部や各国代表部等の職員の子どもを対象として設立された学校）の体験入学を通して、子どもたちが国際感覚を身に付け、グローバル人材の育成に資する。

2 派遣児童生徒（よこはま子どもピースメッセンジャー）

「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」（※）で横浜市長賞を受賞した4名の児童生徒を「よこはま子どもピースメッセンジャー」として委嘱し、派遣。任期は3年。

氏名	学校名（区名）学年
守 舞音（もりまのん）	西寺尾小学校（神奈川区）6年
川泉 彩葉（かわいづみ いろは）	岡津小学校（泉区）6年
杉山 美来（すぎやま みく）	中川西中学校（都筑区）3年
松本 佳純（まつもと かすみ）	平戸中学校（戸塚区）3年

（※）「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」

- ・横浜市内の児童生徒の国際平和の重要性に対する意識を高め、国際平和のために自分たちにできることを実践しようとする態度を培うことを目的に、平成8年度から開催。
- ・小中学校等から選出された児童生徒が、各区の予選及び事務局審査（私立学校の児童生徒が対象）を経て市の大会に出場。
- ・今年度は、市内の小中学校の児童生徒約42,000人が参加し、市の大会には各区の代表となった小学生各18名及び事務局審査を通過した私立小中学生各1名の計38名が参加。（市の大会に出場した児童生徒は、市長から委嘱を受けて「子ども実行委員」として1年間活動）

3 派遣期間

10月18日（火）午前【出発】～10月24日（月）午後【帰着】

4 主な活動内容

（1）国連本部・日本政府代表部へ訪問

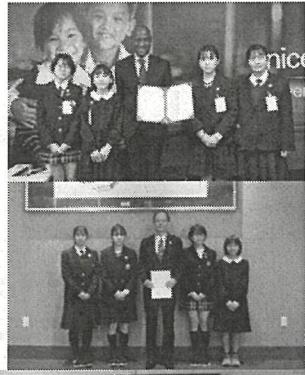
- 「よこはま子どもピースメッセージ2022」を発表・伝達
- 面会者による事業説明・質疑応答

① 国連本部での面会者

- ・国際連合食糧農業機関（FAO）部長： ガンゾウ・クー 氏
- ・国連環境計画 国連事務総長補佐： マリア・リギア・ノロンハ 氏
- ・国際連合事務次長 グローバルコミュニケーション担当： メリッサ・フレミング 氏
 - ▶ 横浜市長 山中 竹春からのメッセージの進呈
- ・国連国際学校 事務総長特別代表、国際連合フィールド支援担当 国連事務総長補佐： リサ・ブッテンハイム 氏
- ・国連教育科学文化機関（ユネスコ） シニアリエゾン＆プログラムオフィサー： リリー・グレイ 氏
- ・国際連合事務次長 軍縮担当上級代表： 中満 泉 氏



- ② 国連児童基金（ユニセフ）本部での面会者
 ・アウトリーチ&エンゲージメント 副部長： イサ・アコバ 氏
 ▶ 令和3年度「よこはま子ども国際平和募金」(8,841,519円)
 の目録を、ピースメッセンジャーが横浜市を代表して進呈
- ③ 国連日本政府代表部での面会者
 ・大使 次席常駐代表： 山中 修 氏
 ・一等書記官： 小松 康人 氏



- (2) 国連国際学校（UNIS）（※）への体験入学
 ○UNIS 事務局長のダンブレナー博士をはじめ UNIS 職員や児童生徒による歓迎会の開催。
 ○ピースメッセンジャー4名と国連国際学校の児童生徒4名がペアとなり、それぞれのクラスに入って国連国際学校の授業を体験。
 （※）国連国際学校（UNIS）は約1,500人の子どもが在籍している幼稚園から高等学校まである私立のインターナショナル・スクール。（約3分の2が国連職員の家族）



5 NY訪問に対するピースメッセンジャーの感想

○私は中満泉さんとの会談がとても心に残っています。中満さんは世界各地に行き、苦しんでいる人々の現状を実際に見て、どんなことが自分にできるかを常に考えていらっしゃる方でした。私もそうやって苦しんでいる人の気持ちを理解して「だれかのために」行動できるようになりたいです。

（守 舞音）

○国連の様々な方と会談をする中で、自分が見ていた世界の問題はほんの一部だったということに気づきました。これからは「自分からもっと知ろう」と考えて行動し、知ったことや想いを学校に、横浜に、世界に伝えていきたいです。そして、みんなと力を合わせて、まずは身近な問題から解決していくべきいいなと思います。

（川泉 彩葉）

○国連でお話をさせていただいた世界を代表している方々の発する言葉は、情熱や危機感などすべてにおいて重みがあり、心を揺すられました。地球の未来を託されたような気がするので、ピースメッセンジャーとして、まずはその言葉をそのまま横浜市の小中学校のみんなに伝えたいです。

（杉山 美来）

○UNIS での体験で私が一番感じたことは「人間の優しさ」と「グローバルに心がつながる嬉しさ」です。UNISにはたくさんの人種の人がいるけれど、皆が平等に、それぞれを「一人の人」「一人の友達」として接していました。その雰囲気が世界中に広がっていけば、誰に対しても優しく、平等な世界になるのではと思いました。

（松本 佳純）

今後の取組予定（ピースメッセンジャー、子ども実行委員）

日程	活動内容	参加者
11月28日(月)	第2回子ども実行委員会 ・国際連合訪問等の報告・国際平和に関する学習会 ・令和4年度子ども国際平和募金の活動（動画作成）	全実行委員
12月	ユニセフハウス訪問	実行委員希望者
12月（調整中）	市長・教育長に活動報告	ピースメッセンジャー
1月下旬	ESD推進コンソーシアム交流報告会で活動報告	ピースメッセンジャー
令和5年3月末	UNIS生徒の来浜（約60名、横浜市施設に宿泊予定）	検討中
令和5年7月	「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」で司会を担当	ピースメッセンジャー
令和5年8月	「よこはま子ども実行委員委嘱式」で司会を担当	ピースメッセンジャー (R4小学生)

横浜市高等学校奨学生の制度見直しについて

1 趣旨

横浜市高等学校奨学生は、横浜市奨学条例及び横浜市奨学条例施行規則の定めるところにより、品行方正で、学業成績優秀かつ経済的理由により修学困難な高等学校の生徒に対し、月額5千円の返還不要の奨学金を支給する制度です。このたび、本市奨学生への応募資格の一つである成績要件を緩和します。

2 制度見直しについて

(1) 内容

本市奨学生の応募資格には、「学業成績が前年度1年間の全履修教科・科目の評定平均値において5段階評価で3.70以上」という要件があります。この成績要件について、「評定平均値3.70以上」を「3.50以上」に変更します。

(2) 経緯及び変更理由

本制度について、令和元年度に成績要件を評定平均値4.00以上から3.70以上に変更し、併せて、令和3年度にかけ年間の支給人数を1,160人から2,000人まで段階的に拡大しました。

支給人数の拡大にしたがって、応募倍率が低下しています。この背景として、高等学校等就学支援金及び私立の学費補助金が年々拡充されていること等が影響していると考えられます。それにより、採用される方の世帯所得も高くなってきています。そこで、現行の成績要件を緩和し対象者の範囲を広げることで、より経済的な支援を必要とする方に奨学金を支給することを目指します。

年度	採用総数	新規応募者	新規採用者数	新規応募倍率
平成30年度	1,160人	1,056人	478人	2.21倍
令和元年度	1,500人	1,404人	838人	1.68倍
令和2年度	1,800人	1,281人	918人	1.40倍
令和3年度	2,000人	1,043人	918人	1.14倍
令和4年度	2,000人	946人	851人	1.11倍

※新規応募倍率=新規応募者数÷新規採用者数

※新規採用者数=採用総数-継続採用者数

3 令和5年度募集のスケジュール（予定）

令和5年3月中旬 令和5年度募集要項の公開
令和5年6月中旬 申請書類の提出締め切り